

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府3-19)

政策名及び施策名	政策名「男女共同参画」 施策名「男女共同参画基本計画の作成・推進」					担当部局・作成責任者名	男女共同参画局 推進課長 花咲 恵乃				
施策の概要	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。					事後評価実施予定時期	令和4年度(1年目評価) 令和7年度(4年目評価) 令和8年度(最終年度評価)				
施策目標	男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること										
施策目標の設定の考え方・根拠	男女共同参画基本法において、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしていることを踏まえ設定。										
測定指標1 【主要な測定指標】	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。				
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標値(目標年度)	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年)		年度ごとの目標値	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年までの目標値)						
	基準値(基準年度)	21.2%(2019年)		年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室)(2~3年に1回)
中目標1	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・政治分野における女性の参画拡大										
測定指標2-1	衆議院議員の候補者に占める女性の割合(※1)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。				
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標値(目標年度)	35%(2025年)		年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)						
	基準値(基準年度)	17.8%(2017年)		年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」(総選挙後に実施)
測定指標2-2	参議院議員の候補者に占める女性の割合(※1)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。				
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標値(目標年度)	35%(2025年)		年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)						
	基準値(基準年度)	28.1%(2019年)		年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	総務省「参議院議員通常選挙結果調」(参議院選挙後に実施)

測定指標2-3	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合(※2)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値(目標年度)	35%(2025年)	年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
基準値(基準年度)	16.0%(2019年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法	総務省「地方選挙結果調」(統一地方選挙後に実施)
中目標2	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・行政分野における女性の参画拡大							
測定指標3-1	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合・本省課室長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値(目標年度)	10%(2025年度末)	年度ごとの目標値	10%(2025年度末までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
基準値(基準年度)	5.9%(2020年7月)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法	内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(年1回)
測定指標3-2	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値(目標年度)	16.0%(2025年度末)	年度ごとの目標値	16%(2025年度末までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
基準値(基準年度)	12.2%(2020年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)
測定指標3-3	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値(目標年度)	22%(2025年度末)	年度ごとの目標値	22%(2025年度末までの目標値)			目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
基準値(基準年度)	市町村17.8% 〔政令指定都市16.9%〕 (2020年)	年度ごとの実績値					測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)

中目標3	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・企業における女性の参画拡大											
測定指標4-1	民間企業の雇用者の係長相当職に占める女性の割合										測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標 (目標年度)	30% (2025年)	施策の進捗 状況 (目標)	30%(2025年までの目標値)	目標(値・年度)の 設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。						
基準 (基準年度)	18.9% (2019年)	施策の進捗 状況 (実績)		測定指標の実績値 の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)							
測定指標4-2	民間企業の雇用者の課長相当職に占める女性の割合										測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標 (目標年度)	18% (2025年)	施策の進捗 状況 (目標)	18%(2025年までの目標値)	目標(値・年度)の 設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。						
基準 (基準年度)	11.4% (2019年)	施策の進捗 状況 (実績)		測定指標の実績値 の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)							
測定指標4-3	民間企業の雇用者の部長相当職に占める女性の割合										測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。
	目標 (目標年度)	12% (2025年)	施策の進捗 状況 (目標)	12%(2025年までの目標値)	目標(値・年度)の 設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。						
基準 (基準年度)	6.9% (2019年)	施策の進捗 状況 (実績)		測定指標の実績値 の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)							
参考指標1	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況										参考指標の選定理由	女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた当該取組の実施状況を把握することで、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。
	参考値 (参考年度)	金額:1兆2,700億 円 件数:10,200件 (2019年度)	年度ごとの 実績値		参考指標の実績値 の把握方法	毎年度実施するフォローアップ調査(年1回)						

中目標4	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進									
測定指標5	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合							測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	0.80%(2025年)	年度ごとの目標値	0.80%(2025年までの目標値)						
基準値(基準年度)	1.33%(2019年)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出(年1回)	
参考指標2	地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県数							参考指標の選定理由	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	各地方公共団体からの実績報告により把握(年1回)
	参考値(参考年度)	39都道府県(2020年)	年度ごとの実績値							
中目標5	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性に対するあらゆる暴力の根絶									
測定指標6	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数							測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	60か所(2025年)	年度ごとの目標値	60か所(2025年までの目標値)						
基準値(基準年度)	47か所(2020年4月)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	毎年11月に実施する「ワンストップ支援センター整備状況調査」により把握(年1回)	
参考指標3	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業に参加した地方公共団体数							参考指標の選定理由	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の交付決定により把握(年1回)
	参考値(参考年度)	24か所(2020年)	年度ごとの実績値							
中目標6	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性の視点の反映による災害対応力の強化									
参考指標4-1	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップ結果							参考指標の選定理由	取組状況のフォローアップ結果の「見える化」により、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	今後、毎年継続的に実施するフォローアップ調査
	参考値(参考年度)	—	年度ごとの実績値							
参考指標4-2	災害発生時または予測時における地方公共団体へのガイドラインの通知回数							参考指標の選定理由	本ガイドラインは、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を測る参考となるため。	
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	通知の発出回数の実績(年1回)
	参考値(参考年度)	5回(2020年)	年度ごとの実績値							

中目標7	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ・男女共同参画に関する意識の浸透							参考指標の 選定理由	調査結果等のPV数は、結果等が公表以後、記事等を見た者の積極的反応であり、それ自体が男女共同参画に関して意識的に考える契機となったかを図る参考となるため。
	参考指標5	男女共同参画局ホームページの調査結果等のPV数							
	参考値 (参考年度)	—	年度ごとの 実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値 の把握方法

※1 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。
 ※2 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

	施策に関する内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1	地域女性活躍推進交付金	中目標4 0126	150					女性の活躍の推進に関する施策が確実に実行されるよう、地方公共団体において地域における関係団体の連携を促進し、地域の実情に応じた女性管理職育成の取組などの女性活躍につながる取組への支援を行うほか、様々な課題や困難を抱える女性の就労や社会的自立につなげる取組、コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性・女の子に寄り添った相談等の取組に対する財政的支援を実施。
2	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	中目標5 0124	247					性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24時間対応化、人材の育成・確保、拠点となる病院の整備等を促進し、被害者支援機能の強化が図られるよう、センターの整備等に取り組む都道府県に対する支援を実施。
3	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業	中目標5 0124	241					民間シェルター等によるDV被害者等の支援がさらに充実するよう、地方公共団体と連携して先進的な取組(①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援)を行う民間シェルター等に対する支援を実施するとともに、事業実施により得られるノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を実施。
		施策の予算額 (執行額)	638					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 第5次男女共同参画基本計画	令和2年12月25日閣議決定	—
2 経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年6月18日閣議決定	<p>(2)女性の活躍 今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。</p> <p>全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。また、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、本年度中に検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ、検討を進める。感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。また、非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を図るとともに、出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるL字カーブの解消に向け、女性の正規化への重点的な支援、男性の育児休業取得促進を図る。さらに、安全・安心な親子の面会交流のための具体策の検討を進める。</p> <p>IT分野を始めとした理工系分野において、特に女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取組を進める。学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けのSTEAM教育拠点の整備、理系分野で優れた業績を残している女性研究者の話聞くことができる機会の充実等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す。</p>
3 成長戦略フォローアップ	令和3年6月18日閣議決定	<p>(4)女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進 i)女性活躍の更なる拡大 ・改正女性活躍推進法により、2022年4月から、一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき、地域女性活躍推進交付金により、女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や当該技能を活かした再就職・転職の支援、女性リーダー育成ハンドブックを活用した女性役員候補者の育成等、地方公共団体が行う女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。</p> <p>・「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込まれた女性の登用・採用目標(58項目)の達成に向けた取組を推進する。また、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や機関投資家等に周知することで、女性活躍の取組推進を促す。また、女性役員となる人材の確保に向け、地域や民間における取組の推進や、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る。</p>
4 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021	令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定	—
5 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	令和3年1月18日	女性の登用拡大や女性に対する暴力根絶など、基本計画で掲げられた目標の達成に向けて全力で取り組みます。女性と男性が互いに尊重し合い、全ての女性が輝く令和の社会をつくり上げてまいります。